

富田林市要綱第 6 1 号

富田林市保育所等運営事業者選考等委員会設置要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、富田林市附属機関の設置に関する条例（昭和 3 8 年富田林市条例第 1 9 号）別表に規定する富田林市保育所等運営事業者選考等委員会（以下「委員会」という。）の組織、運営その他必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項について審議する。

(1) 募集条件に関すること。

(2) 事業者の選定に関すること。

(3) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。

2 委員会は、事業者の選考に関して、前項各号に掲げる事項の審議の結果を市長に報告するものとする。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 1 7 人以内をもって構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

(1) 幼児教育及び保育に関して識見を有する者

(2) 事業予定者の財務及び法務に関して識見を有する者

(3) 民生委員・児童委員協議会から推薦された者

(4) 保育所の保護者を代表する者

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱又は任命された日から、第 2 条第 2 項に規定する市長への報告が完了する日までとする。

2 委員に欠員を生じたときは、直ちに補欠委員を選任するものとする。この場合において、当該補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第 5 条 委員会に会長を置き、委員の互選により選出する。

2 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(委員会の会議)

第 6 条 委員会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決するものとし、可否同数の場合は会長の決するところによる。

4 会長が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見又は説明を聴くことができる。

(合議体)

第7条 委員会は、合議体を設置することができる。

2 合議体は、募集する保育所等ごとに、第3条第2項各号に規定する委員のうちから会長が指名するもの10人以内をもって構成する。

3 合議体は、第2条第1項各号に掲げる事項を取り扱うことができる。

(合議体の委員長)

第8条 合議体に委員長を置き、合議体を構成する委員の互選により選出する。

2 委員長は、合議体を代表し、合議体の会務を総理する。

3 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(合議体の会議)

第9条 合議体の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 合議体の会議は、委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 合議体の議事は、出席委員の過半数をもって決するものとし、可否同数の場合は委員長の決するところによる。

4 委員長が、必要と認めたときは、委員以外の者を合議体の会議に出席させ、その意見又は説明を聴くことができる。

5 合議体でなされた議決は、委員会でなされた議決とする。

(報酬)

第10条 委員の報酬及び費用弁償については、特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償支給条例（昭和51年富田林市条例第20号）の例による。

(秘密の保持)

第11条 委員は、職務上知り得た個人の秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第12条 委員会及び合議体の庶務は、子育て福祉部こども未来室において処理する。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項については会長が委員会に、合議体の運営に関し必要な事項については委員長が合議体に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。
(富田林市民間保育所設置選考委員会要綱の廃止)
- 2 富田林市民間保育所設置選考委員会要綱(平成9年)は、廃止する。
(会議招集の特例)
- 3 第6条第1項の規定にかかわらず、この要綱の施行後最初に行われる委員会の招集は、市長が行う。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。